

(2) 町田市高齢社会総合計画審議会検討部会委員名簿 ● ● ● ● ●

① 介護保険事業計画検討部会

○は部会長

計9名 ※敬称略

氏名	分野	所属等
○是枝 祥子	学識経験者	大妻女子大学人間関係学部教授
西口 守	学識経験者	東京家政学院大学現代生活学部教授
今井 達郎	保健・医療関係代表	町田市医師会
二宮 学	福祉関係事業者代表	町田市高齢者福祉施設運営協議会
齋藤 秀和	福祉関係事業者代表	町田市ケアマネジャー連絡会
山本 ミドリ	福祉関係事業者代表	訪問介護事業所協議会
吉川 昭男	町田市民	市民代表（第1号被保険者）
永島 正雄	町田市民	市民代表（第1号被保険者）
沼田 裕樹	町田市民	市民代表（第2号被保険者）

② 高齢者福祉計画検討部会

○は部会長

計10名 ※敬称略

氏名	分野	所属等
○本間 昭	学識経験者	認知症介護研究・研修東京センター長
大滝 正行	保健・医療関係代表	町田市歯科医師会
長野 麻知子	保健・医療関係代表	東京都薬剤師会町田支部副部長
小林 利紀子	福祉関係事業者代表	地域包括支援センター連絡会
田野倉 進	福祉関係団体代表	民生委員・児童委員協議会
佐々木 のり	福祉関係団体代表	町田市社会福祉協議会
宮本 聖士	福祉関係団体代表	町田市町内会自治会連合会
村田 昭夫	福祉関係団体代表	町田市老人クラブ連合会
徳田 勝彦	町田市民	市民代表（第1号被保険者）
湯川 優	町田市民	市民代表（第1号被保険者）

③ 高齢者福祉計画検討部会

	開催日	検討内容
第1回	2011年 7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の評価と課題 ・高齢者福祉の現状と町田市の10年後について ・今後取り組むべきことについて ・計画の考え方 ・計画骨子案
第2回	8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申に向けた計画書案の検討

(2) 町田市地域包括支援センター運営協議会 ●●●●●●●●●●

	開催日	検討内容
第1回	2011年 7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の動向と課題 ・重点的に取り組むべき課題
第2回	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援センターにおいて取り組む施策 ・計画書案の検討
第3回	2012年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度事業の進捗状況について ・事業評価の実施項目について

(3) 町田市地域密着型サービス運営委員会 ●●●●●●●●●●

	開催日	検討内容
第1回	2011年 5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期介護保険事業計画の進捗と評価 ・第5期介護保険事業計画の策定について ・事業所調査、市民ニーズ調査の実施について
第2回	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の動向と課題 ・介護保険法の改正について ・地域密着型サービスに係わる計画案
第3回	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型施設の現状報告 ・地域密着型サービスに係わる計画書案の検討
第4回	11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型施設の現状報告 ・地域密着型サービスの基準に関する条例改正の情報提供
第5回	2012年 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型施設の現状報告 ・地域密着型サービスの基準に関する条例制定案について ・次年度の地域密着型施設の公募について

(4) パブリックコメント（市民意見募集）

実施期間	高齢者福祉計画 意見数	介護保険事業計画 意見数	合計
2011年10月11日から 2011年11月11日まで	42件	13件	55件

(5) 市民説明会

実施日	内容	参加人数
2011年11月23日	・計画の基本的な考え方について	39人

3 用語解説

■ あ行

NPO (Nonprofit Organization) 法人

特定非営利活動促進法に基づき設立された法人をいう。保健、医療または福祉の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人。

■ か行

介護給付費準備基金

介護保険事業会計で第1号被保険者が負担した保険料の余剰金を積み立て、第1号被保険者が負担する保険料に不足が生じた場合に充当が行え、次期保険料の抑制に活用ができるように設置された基金のこと。

第4期計画においては、約16億円の活用を予定していましたが、更に約5億円の活用をすることとなり、第4期終了時点での基金残高は約12億円と見込んでいる。

介護保険法

社会保険方式として1997年12月に公布。2000年度から施行された。国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。介護保険による保険給付の対象となるのは、要支援・要介護と認定された高齢者等の訪問介護、通所介護、短期入所等の利用、特別養護老人ホームや老人保健施設等への入所などである。超高齢社会に備え、①安定した財源の確保、②保険システム導入により各種サービスを利用しやすくする、③介護サービスにおける民間活力の導入、④老人病院や老人保健施設と特別養護老人ホームとの整合を図る、等を目的として、介護保険制度が創設された。

また、2006年4月から「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「制度の持続可能性」、「社会保障の総合化」を見直しの基本的視点として、①予防重視型システムへの転換（介護予防給付や地域支援事業の創設等）、②施設給付の見直し（居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置）、③新たなサービス体系の確立（地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等）、④サービスの質の向上（情報開示の標準化、事業者規制やケアマネジメントの見直し等）、⑤負担の在り方・制度運営の見直し（第1号保険料の見直し、保険者機能の強化、要介護認定の見直し）が施行された。

介護予防

高齢者が要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険法の理念を徹底する考え方。

介護療養型医療施設

介護保険施設のひとつである。入院している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話、機能訓練など必要な医療を行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険施設のひとつ。施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

介護老人保健施設

介護保険施設のひとつ。施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。

居宅介護支援

要支援者や要介護者が介護保険制度のサービスを利用する際に、利用者の生活状況、家族環境、利用者の希望などを勘案し、必要なサービスが適切に提供できるよう居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し居宅生活を支援するもの。

ケアマネジメント

要支援または要介護のサービス利用者がその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が介護（予防）サービス計画を作成し、事業者や施設との連絡・調整を行う一連の活動のこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援または要介護の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、サービス利用にあたりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、居宅サービス計画を作成し、サービス提供者や施設との連絡・調整を行う者のこと。

健康寿命

日常的に介護を必要としないで、心身ともに自立した生活ができる生存期間のこと。

WHOが2000年にこの言葉を公表した。平均寿命から介護期間（自立した生活ができない期間）を引いた数が健康寿命になる。2002年のWHO保健レポートでは、日本人の健康寿命は男性で72.3歳、女性で77.7歳、全体で75.0歳であり、世界第一位である。

権利擁護

社会的弱者が、様々な局面で不利益を被ることがないように、弁護あるいは擁護する制度の総称のこと。

後期高齢者

75歳以上の人のこと。

高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。

一般的に、高齢化している社会は高齢化率によって以下のように区分・呼称されている。

高齢化社会	高齢社会	超高齢社会
高齢化率 7%～14%	高齢化率 14%～21%	高齢化率 21%～

高齢者支援センター

高齢者支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療・財産管理・虐待などの相談・支援、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関である。高齢者支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。本市においては、12箇所設置している。

さ行

サービス付高齢者向け住宅

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯などが、安心して住み慣れた地域で居住できるよう、バリアフリー構造等を備え、専門員による安否確認・生活相談サービスなどを提供する賃貸住宅のこと。

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々のこと。具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児を対象にしている。

財政安定化基金

国、都道府県、市町村が拠出し、各市町村の介護保険事業計画で見込んだ以上に給付費が増大したなど、介護保険財政に不足が生じることとなった場合、市町村に貸付・交付を行うことを目的に都道府県に設置された基金のこと。

2012年4月施行の介護保険法の改正により、都が基金を取り崩し各保険者に交付することで保険料の上昇を抑制することができるようになった。

GPS (Global Positioning System)

人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。町田市では、徘徊高齢者家族支援事業において徘徊高齢者の現在位置を特定するために利用している。

社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人のひとつ。地域社会において、福祉関係者や地域住民が主体となり、公私関係者の参加・協力を得て、社会福祉と保健衛生などの活動を地域の実情に合わせておこなっている。

主任ケアマネジャー

「高齢者支援センター」に配置され、包括的・継続的マネジメントを担うもの。一定年数以上の実務経験＋所定の研修終了＋能力評価でケアマネジャーに資格付与される。

小規模多機能型居宅介護

介護保険の地域密着型サービスのひとつ。中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することを支える観点から、「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービス。

前期高齢者

65～74歳の人のこと。

■ た行

第1号被保険者

65歳以上の人。40～64歳の方は第2号被保険者。

団塊の世代

1947年から1949年までのベビーブーム期に生まれた人を指し、今の日本の人口比率で最も高い世代であり、またこれから高齢者へとなる世代。

地域支援事業

地域支援事業の目的は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的マネジメント支援業務をいう。）及び任意事業を行う。

地域包括ケア

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本にした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（生活圏域）で適切に提供できるような地域の体制。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、2006年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームなどがある。

特定施設

有料老人ホーム、ケアハウス等で一定の人員配置等を行ったものが、入居者に介護サービスを提供する場合には「特定施設」として介護保険給付の対象となる。施設が介護サービスを提供し、要介護者だけが入居可能な施設が介護専用特定施設。同様に施設が介護サービスを提供するが、要介護者だけでなく要介護でない者も入居可能な施設が混合型特定施設である。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

介護保険施設のひとつ。施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

な行

二次予防事業対象者

65歳以上で生活機能が低下し、介護が必要となる可能性の高い高齢者のこと。具体的には、①介護予防の観点から行われる健診や基本チェックリストの結果、生活機能の低下が心配される人、②要介護認定の非該当者。

二次予防事業プログラム

二次予防事業対象者が、要支援・要介護状態になることを予防するために実施される事業プログラム。運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上などのプログラム、通所により参加する通所型介護予防事業と保健師等が訪問して生活機能に関する相談・指導等を実施する訪問介護予防事業がある。

日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める圏域のこと。

認知症高齢者

脳の知的な働きが、広範な器質的障がいなどの後天的な病気により、持続的に低下した高齢者で「認知症症状」を示している高齢者のこと。

認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者に対して、9人以下もしくは18人以下の少人数の共同生活住居で、家庭的な環境のもと、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行い、お互いに協力し合いながら、自立した生活をおくる施設のこと。

認知症サポーター

地域で暮らす認知症の方やその家族が、安心して暮らし続けられるように見守る人のこと。サポーターは、認知症サポーター養成講座の受講を通じて、認知症を正しく理解し、受講後に配布されるオレンジリングを身につけることで、地域でのさりげない見守りを行う

認知症対応型デイサービス

施設に通い、認知症高齢者に配慮した、日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護など身の回りのお世話や機能訓練を受けられるサービスです。

■ は行

パブリックコメント

国民・都道府県民・市町村民など公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見のこと。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。

パブリックコメント手続とは、行政が政策、制度等を決定する際に、国民、都道府県民、市町村民などの意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことである。

バリアフリー

住宅建築用語で、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するというをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉サービス第三者評価

介護保険サービス事業所が利用者に提供するサービスの質について、事業者や利用者以外の公正、中立な立場である第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉事業所を評価するシステム。

なお、評価受審をした介護保険サービス事業所の評価結果については、東京都のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されるため、福祉事業所を選択する際は参考になる。

ボランティア

ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

■ま行

町田市保健医療計画

地域保健法に基づき、各都道府県がその地域の医療等を提供する体制の確保に関する計画を作成する法定計画である。町田市においては、1990年に保健医療についての主要課題や各種医療供給体制の整備方針等、市民の健康を守る基本的な方策についての計画を策定。その後、母子保健事業の市移管等の法改正を受けて2000年に第2次計画を、介護保険法の改正、医療制度改革等に対応して2007年に第3次計画の策定を行った。

2011年4月、町田市は、保健所政令市に移行し、これまで市が進めてきた「市民の健康づくり」の推進や「医療環境」等の充実、また、「多様化する精神保健課題への対応」や「感染症予防」等の保健所等が担ってきた専門的保健機能を効率的・効果的に活用することが可能になり、2012年からの第4次計画の策定に取り組んでいく。

民生・児童委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において住民の社会福祉に関する相談や支援、生活支援活動等を住民性、継続性、包括・総合性の3つの原則に沿って活動する。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。

■や行

要介護（要支援）認定者

被保険者が介護サービスを受けるため、要介護申請を市町村に申請し、認定を受けた者。市町村は申請に基づき、被保険者の心身の状況等を調査する認定調査とともに、主治医の意見を聞き、一次判定を行う。一次判定結果を踏まえて介護認定審査会で審査・判定した二次判定結果が最終的な結果となる。認定の結果、要介護者、要支援者または非該当者に区分される。

要介護者は寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人で、要支援者は家事や身支度等の日常生活に支援が必要とする状態の人をいう。

第5期町田市介護保険事業計画

(2012年度～2014年度)

発行年月	2012年3月
発行者	町田市 〒194-8520 東京都町田市中町 1-20-23 042-722-3111
編集	いきいき健康部介護保険課 いきいき健康部高齢者福祉課
印刷	株式会社 名豊
刊行物番号	11-110